

# 三原市指定管理者制度導入方針

(第3版) 令和3年6月改訂

(第2版) 平成30年5月改訂

(初版) 平成17年11月 策定

三 原 市

(令和3年6月改訂版について)

導入方針の一層の充実を図るため、主に以下の点について所要の改訂を行うこととした。

- ・ 選定結果の公表方法の修正

## 1. 指定管理者制度の概要

### (1) 制度の内容

指定管理者制度は、条例の定めるところにより、地方公共団体が指定する法人その他の団体（その対象には民間事業者を含む。以下「指定管理者」という。）に、公の施設の管理を行わせることができる制度である。

指定管理者制度を導入することとした場合においては、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲など必要な事項は条例で定めることとされており、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ、議会の議決が必要である。

### (2) 公の施設について

(ア) 「公の施設」とは「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設」（地方自治法第 244 条）とされている。公民館、保育所、体育館、図書館など様々な施設がこれにあたる。ただし、住民の利用に供することが目的ではない庁舎、支所、清掃工場などはこれに該当しない。

(イ) 平成 15 年 9 月の地方自治法改正により、従来、公共団体や公共的団体にしか委託できなかった公の施設の管理が、民間企業・NPO（非営利組織）等（以下「民間事業者等」という。）を指定して代行させることが可能になり、サービス向上やコスト削減に民間ノウハウを活用することができるようになった。

## 2. 指定管理者制度導入の基本的な考え方

市民サービスの向上と「公の施設」の効果的・効率的な管理運営を主な目的とし、地域活性化や施設の設置目的の達成に効果が期待できる施設について、指定管理者制度の導入を図るものとする。

## 3. 指定管理者の候補者選定の考え方

### (1) 公募の考え方

指定管理者に指定する民間事業者等の選定については、原則公募と

する。

## (2) 非公募の考え方

次の場合は、非公募で選定することができる。

- (ア) 施設の性格，設置目的，政策的な見地から公募にすることが適当でない場合
- (イ) 関係する 2 以上の管理を一括して管理することに合理的な理由がある場合
- (ウ) 業務の特殊性や専門性，地域活性化の観点等から公募によることができない場合
- (エ) その他，公募しても応募がなかった等特段の事由があり，事前に市長の承認を受けた場合

## (3) 直営施設

法律上管理主体が制約されているものは，直営とする。

## 4. 指定期間

指定管理者の指定の期間は，原則 3 年から 5 年とする。ただし，次の場合は必要に応じて期間を延長することができる。

- (1) P P P ・ P F I 事業で整備する施設の管理運営主体の場合
- (2) 地域活性化が期待できる施設等に住民自治組織を指定する場合
- (3) 施設の専門性又は特殊性等から，人材の確保，人材の育成，管理運営技術の蓄積等，各施設の特別な事情がある場合

## 5. 利用料金制度

利用料金制は，施設使用の対価（使用料）を受託者の収入とすることで，管理運営主体の自主的な経営努力の発揮や市の会計事務の省力化等の利点がある。

このため，指定管理者制度を導入した施設は，原則として利用料金制とする。ただし，公営住宅の家賃など国の基準等により使用料を定める施設等にあっては，この限りでない。

指定管理者は，条例に定める施設使用料等の金額を上限に，市長の承認を受けて利用料金を定めることができるものとする。

## 6. 指定管理料及び施設納付金の考え方

### (1) 指定管理料の算定

指定管理料の算定にあたっては、既存施設にあつては当該施設の決算状況を、新設施設にあつては事業計画を参考に、経費と収入（指定管理料を除く）を見積もった「収支モデル」を決定し、次の各号のいずれに該当するかを判断したうえで算定する。

### (2) 経費負担の考え方

指定管理者が管理を行うために必要な経費の負担方法については、施設の性質や目的に応じて、次のいずれかの方法によるものとする。

#### (ア) 収入（指定管理料を除く）が経費を上回る施設の場合

指定管理者は、すべて利用料金で経費を負担する。市は、原則として指定管理料を支出しない。

#### (イ) 経費が収入（指定管理料を除く）を上回る施設の場合

指定管理者は、利用料金収入と指定管理料等で経費を負担する。

#### (ウ) 利用料金の収入がない施設の場合

指定管理者は、すべて市からの指定管理料で経費を負担する。

### (3) 施設納付金・精算の考え方

(ア) 上記(2)(ア)の場合は、公募等に際して応募者から施設納付金（指定管理者が行う管理運営上発生する収入から、市に対して支払う納付金をいう。）の提案を求めた上で、納付させることができる。その場合は、協定に定める。

(イ) 上記(2)(イ)(ウ)の場合は、原則として精算は行わず、剰余金は指定管理者の帰属とするが、次の場合は指定管理者と協議の上、精算することができる。

a 業務内容等により精算が必要な場合

b 指定管理者が事業計画の一部を実施しなかった場合

c 設備の故障やその他の事由により経費が減額となった等、指定管理者の経営努力によらない場合

## 7. 予算措置

指定管理者との間において必要となる管理に係る費用について、支出科目は委託料とし、単年度ごとの予算でその額を確定させることを基本とする。ただし、複数年度にわたる指定期間について総額で費用を取り決める必要がある場合は、債務負担行為を設定した上で、複数年度にわたる協定を締結する。

## 8. 個人情報の取扱い

利用者の個人情報の適正な取扱いを確保するため、三原市個人情報保護条例中に指定管理者に関する規定を設けるとともに、それぞれの協定書に明文化する。

## 9. 導入の手続

### (1) 条例の整備

指定管理者の指定の手続、管理の基準、業務の範囲などを手続条例及び公の施設の設置条例に定める。

### (ア) 指定管理者の導入

指定管理者に当該施設の管理を行わせることができる旨を定める。

### (イ) 指定の手続

申請の方法、選定基準、事業計画書の提出等を定める。

### (ウ) 管理の基準

市民が施設を利用するに当たって必要不可欠な基本的条件（休館日、開館時間、使用許可の基準、使用制限の要件）を定める。

### (エ) 業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲について、施設の維持管理や運営など基本的な業務のほか、各施設の目的や特性に応じて設定する。又、施設の使用許可に関する権限を含める場合にはその旨も定める。

### (オ) その他必要な事項

細目的事項については協議により定める旨、減免措置その他必要な事項について定める。

## (2) 指定管理者の募集

指定管理者の募集は、公の施設ごとに行う。ただし、複数の施設の管理運営を同一の指定管理者に行わせることが適当と判断される場合は、一括して募集することができることとする。

又、募集要項及び業務内容を詳細に記載した仕様書は、各施設所管課において施設ごとに作成する。

### (ア) 公募の実施

公募を実施するときは、市役所掲示場において次に掲げる事項をあらかじめ公告し、併せて概要をホームページ等で公表する。

- a 公の施設の概要（名称，所在地，建物概要等）
- b 施設の設置目的及びめざす管理運営のビジョン
- c 当該公の施設の前年度における利用者数，決算その他運営に係る事項
- d 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- e 指定の期間
- f 利用料金制の有無
- g 指定管理者の要件及び申請方法
- h 申請に係る提出期限
- i その他市長が必要と認める事項

### (イ) 申請者の資格

申請者の資格は次に掲げる事項のほか、公の施設ごとに定める。

- a 団体（法人格の有無は問わないが、法律上、個人は指定管理者になることができない）であって、事業者の場合、引き続き2年以上事業を営み、市税等を完納している者
- b 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。
  - (a) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (b) 政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  - (c) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理者の

指定を取り消されたことがあり,その取消の日から2年を経過しない者

(d) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加資格)の規定に抵触することとなる者

(ウ) 事業計画書

申請者が提出する事業計画書には,次に掲げる事項等を記入する。

- a 施設の管理運営を行う場合の方針
- b 施設の管理運営を行うことへの意欲
- c 職員の配置及び採用について
- d 職員の研修計画
- e 運営について
  - (a) 年間の管理運営計画
  - (b) 利用者等の要望の把握と改善対応について
  - (c) 自主事業及び経費節減の手法
- f 個人情報保護について
- g 緊急時対策について(防災,防犯その他)
- h 管理運営を希望する理由
- i 施設に対する現在の考え方及び将来展望

(3) 指定管理者選定委員会の設置

指定管理者の選定に当たっては,市内部において候補者を検討し,指定管理者選定委員会において選定する。

選定委員会は,行政職員,利用者代表等市民をもって組織し,必要に応じて外部有識者の参画を得るものとする。

(ア) 選定基準

選定基準については,①施設の運営が住民の平等利用を確保しているか ②内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに,経費の縮減が図られているか ③管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものか ④地域経済・地域活性化への貢献 の4点を基本とし,当該公の施設の設置目的や性格も考慮し,総合的に判断する。



選定にあたっては、「三原市指定管理者選定基準例」を用いる。  
この基準例は指定管理者選定における標準書とする。

設置目的や利用形態が違う施設ごとに選定基準が必要な場合には、適宜選定基準を追加して設定することとする。

#### (4) 選定結果の公開

指定管理者の候補者選定後、選定結果等を速やかに公表する。  
選定結果については、次に掲げる項目を記載するものとする。

#### (7) 公募の場合

##### a 施設の概要

- (a) 施設名及び所在地
- (b) 設置目的

##### b 募集の概要

- (a) 募集期間
- (b) 申請者

##### c 選定委員名・役職

##### d 審査の概要

- (a) 審査の方式
- (b) 選定基準
- (c) 審査項目
- (d) 配点

##### e 選定結果（申請者ごと）

##### f 指定期間

##### g 議事録または議事要旨

#### (1) 非公募の場合

##### a 施設の概要

- (a) 施設名及び所在地
- (b) 設置目的

##### b 選定（非公募）の概要

- (a) 指定管理者候補者名
- (b) 非公募の理由

##### c 選定委員名・役職

d 審査の概要

(a) 審査の方式

(b) 選定基準

(c) 審査項目

(d) 配点

e 選定結果

f 指定期間

g 議事録または議事要旨

なお、留意点として、選定結果における指定管理者の候補者以外の応募団体名については、原則、公表とするため、募集要項に公表する内容について、あらかじめ記載しておくこと。

また、公平性、透明性を確保するため、議事録等を作成し、選定基準の決定及び選定結果の過程などにおける意見等をホームページ等で公表すること。

(5) 指定議案の提出

指定管理者の候補者を選定したときは、指定議案を議会に提出し、議会の議決を得る必要がある。

[指定議案の内容]

(ア) 施設の名称及び所在地

(イ) 指定管理者となるべき団体の名称

(ウ) 指定の期間

(6) 指定の通知及び告示

指定議案の議決を得た場合、速やかに指定管理者を指定し、その旨を指定管理者に書面で通知するとともに、告示をする。

(7) 協定の締結

指定管理者制度では、管理権限は「指定」という行政処分により発生するものであるから、「契約」は締結せず「協定」を締結する。なお、指定期間全体に及ぶ事項については基本協定、委託料のように毎年度取り決めるべき事項については年度協定として締結するものとする。

協定書に盛り込むべき事項は別紙のとおりとする。

## 10. 不服申立て、苦情等への対応

### (1) 施設使用許可処分に対する不服申立て

指定管理者が行った公の施設の使用に関する処分についての不服申立ては、市が受けることになる。

### (2) 施設利用に際しての苦情等の対応

指定管理者は、市民からの苦情や利用者の意見に適宜対応し、サービス内容の充実や質の向上に反映できるように、体制や仕組みの整備を行う。

市は、指定管理者が行ったサービスの提供に関する苦情等の処理や対応を指示し、又は自ら行う。

## 11. 損害賠償請求等への対応

### (1) 市が設置した施設自体の瑕疵により損害が生じた場合

市に損害賠償義務が生じる。ただし、指定管理者が行った維持補修等に原因がある場合には、指定管理者に損害賠償義務が生じる場合もありえる。

### (2) 施設の管理に瑕疵があり、損害が生じた場合

指定管理者の管理に瑕疵があった場合、指定管理者、市の双方に損害賠償義務が生じる。

### (3) 損害賠償に関する市と指定管理者との関係

市と指定管理者の双方に損害賠償義務が生じる場合、どちらかが損害賠償金を支払えば、市と指定管理者との事故に対する責任の割合に応じて、相手方に対して、求償することになる。

## 12. 指定管理者制度導入後の対応

施設を所管する部署は、指定管理者制度導入後、次の項目に留意し、指定管理者による適正な管理に努める。

- (1) 指定管理者の施設の運営状況の把握及び必要な指示
- (2) 施設利用者の意見の継続的な聴取及びその反映
- (3) 制度導入後の検証を踏まえた指定管理者の要件, 指定期間等の検討
- (4) 定期的（年1回程度）なモニタリング調査の実施
- (5) 事業報告書の提出及び公表
- (6) 指定管理者が交代した場合における引継ぎの適正実施

### 13. 施設の修繕等について

指定管理者制度を導入する施設の建物及び備品等の修繕に関する費用については、募集要項、協定書等に記載の責任分担の区分により、指定管理者又は市が負担する。

指定管理者は、更新を要する設備等や修繕状況等を把握し、適切かつ安全に管理運営を行う。

又、指定管理者は修繕実績を市へ報告し、情報の共有に努める。

### 14. 災害発生時の対応

協定締結の際、本市地域防災計画上に当該施設が位置づけられている場合には、災害時の使用内容（避難所等）などについて協定に明記し、指定管理者に対し災害時の体制整備を求める。

現段階で、本市地域防災計画上の位置づけがない施設であっても、災害等の状況によっては、随時、各施設に協力を求める可能性があるため、各指定管理者はそれに協力するよう努める義務を負うことを規定する。

### 三原市指定管理者選定基準例

選定基準	選定のポイント	配点	評価					採点
			5	4	3	2	1	
<b>1 住民の平等利用の確保</b>								
平等利用の方策	①障害のある人や高齢者等社会的弱者への配慮がある。							
	②事業内容に偏りが無い。							
<b>2 施設の効用を最大限に発揮すること</b>								
施設の管理運営目標、経営方針	①施設の設置目的や施設の性格を理解している。							
	②施設を管理運営する上で、目標、方針が明確である。							
	③サービスの向上とコストを常に意識している。							
利用者への対応	①利用者が満足できるサービスを具体的に提案できる。							
	②利用者のニーズに対応し、反映できる仕組みが構築できている。							
	③苦情に対する対策や方針が検討されている。							
施設管理上の取組	①全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっている。							
	②施設利用向上のための提案がある。							
	③施設利用向上のための営業・広報活動の取組を行っている。							
危機管理対策	①施設利用者の個人情報保護に対する対策がとられている。							
	②安全対策及び事前の危機管理における行動マニュアルがあり、突発的なトラブルや災害に対して、迅速、適切に対応することができる。							
<b>3 経費の縮減</b>								
指定管理料	①費用対効果における努力や熱意が感じられる。							
	②従来と比較して効率的に管理をすることができる額を算出している。							

選定基準	選定のポイント	配点	評価					採点
			5	4	3	2	1	
<b>4 施設の安定的な管理の確保</b>								
実績, 経験	①過去に指定管理者又は他の類似施設（民間含む）の管理運営実績がある。							
	②ノウハウや知識を施設管理業務に生かせる能力を有する。							
組織, 人的安定要件	①施設を管理する上での配置人員が確保されている。							
	②柔軟かつ効率的な運営をすることができる組織である。							
	③管理運営における研修体制が確保されている。							
安定的財政要件	①安定的な管理運営できる財政状況にある。							
	②過去3年間の収支決算に問題がない。							
<b>5 地域経済・地域活性化への貢献</b>								
地域との連携	①雇用や発注等で、地域との連携や貢献が意識されている。							

#### 評価の基準

5 たいへん良い	この評価点において、とくに優れていると考えるレベル
4 良い	通常のレベルに比べてより良いと考えるレベル
3 普通	通常はこの程度やるべきであろうと考えるレベル
2 悪い	通常のレベルに達していないと考えるレベル
1 たいへん悪い	通常のレベルに達していないばかりか、とくに問題であると考えるレベル

#### 最終評価結果

	評価合計	項目数	平均	全体合計	全体平均
1 住民の平等利用の確保		2			
2 施設の効用を最大限発揮すること		11			
3 経費の縮減		2			
4 施設の安定的な管理の確保		7			
5 地域経済・地域活性化への貢献		1			